



はい、こちら企業の労働110番です。電話は名北協会の会員の社長からでした。「ちょっと確認したいんだが、パートさんには有給休暇を与える必要は

ないんだろ？」とおっしゃいます。「いえいえ○社長、正社員と比べて働く時間の短い方によって、一定の要件を満たせば年次有給休暇を与えなくてはなりませんよ」そ

名北労働基準協会
 労務管理推進室 労務管理コンサルタント
 社会保険労務士 佐野孝輔

パートタイム労働者の年次有給休暇について

してその一定の要件についてご説明をしました。パートやアルバイトの方たちにも、正社員と同様に雇入れ日から6カ月（6カ月後は1年）間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤したときには年次有給休暇（以下、年休）を与えなければなりません。

ここでいう出勤率は、全労働日に対して実際に出勤した日数（出勤した日÷全労働日）から出します。遅刻や早退等をしてその日は出勤日として計算します。また、次の期間も出勤したものととして扱います。(1)業務上のケガや病気

（傷病）の療養のための休業期間、(2)産前・産後の休業期間、(3)育児・介護休業期間、(4)年休を取った期間
 一方、全労働日とは、6カ月または1年間のう

ち出勤すべき日数（総暦日数から所定休日を引きいた日数）をいいます。よって、所定休日や法定休日に出勤した日などは含まれません。

パート・アルバイトで週の所定労働日数が4日以下（週以外の期間で所定労働日数が定められている場合は1年間の所定労働日数が、216日以下。以下同じ）で、かつ週の所定労働時間が30時間未満の労働者に対しては、労働日数に、比例した日数を付与することになっていきます。（表参照）

また、パートの方たちは日ごとに勤務時間が違うことが多いので、有給休暇を取得した際、賃金をいくら支払えばいいのか、ということもよく問題になります。

一般的には②の方法をとっている企業が多いですが、日によって労働時間の異なるパートの方の場合は、②の方法では、年休をとる日によって、

(表)

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤 務 年 数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
4日	169日から216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(厚生労働省ホームページより)

金額が変わってしまうので、平均賃金で計算した方が良い場合もあります。どの方法で支払うかは、賃金に関する記事などで、就業規則等に必ず記載をしておきましょう。

パートタイムなどの短時間労働者の方たちの中には、私たちに年休が無い、と誤解している方が多くいらっしゃいます。トラブルを防ぐためにも、たとえ休暇に関することであっても、労働者の方にしっかりとお伝えください。

当協会では、毎月1回労働基準法など新規担当者対象の入門短時間講座『労働実務基礎講習』を開催しています。ただ今10月30日開催分を受付中です。お申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付（☎052-961-1666）、またはホームページをご覧ください。（労働実務基礎講習講師）